

青色申告

蒲田会報

No. 775

令和元年
12月号

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307号
TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381
<http://www.kamata-aoiro.or.jp>

発行人 江川慎郎

源泉所得税年末調整指導会開催のご案内

源泉徴収義務者となっている方は、源泉所得税の納付と年末調整をお忘れなく!!

従業員、青色事業専従者がいる事業主の方は、その支払給与から源泉所得税を預かり、納付する義務があります。事務局では年末調整の指導を行いますので、2ページの必要書類をお持ちになってご来局ください。

なお、納期の特例を適用している方の令和元年7月から12月までの源泉所得税の納付期限は令和2年1月20日(月)です。1日でも納付が遅れると、加算税と延滞税等がかかる場合があります。また、納付税額が「0円」であっても、支給の金額等を領収済通知書(徴収高計算書)に記入し、提出しなければなりませんのでご注意ください。

令和2年1月14日(火)以降は複式簿記の記帳指導と決算書作成指導のため、年末調整の指導を希望される方は令和2年1月10日(金)までにご来局ください。(予約制ではありません。)

記

・開催日時：令和元年12月23日(月)～12月26日(木)
令和2年1月6日(月)～1月10日(金)
(土・日・祝日除く)
午前9時～11時・午後1時～4時

・会場：事務局

・必要書類と注意事項：2ページをご覧ください。

※令和2年1月6日(月)～10日(金)は、事務局の混雑が予想されますので、なるべく令和元年12月23日(月)～12月26日(木)にご来局ください。

※令和2年1月6日(月)～1月10日(金)は、源泉所得税年末調整指導会のため、記帳指導や決算指導は令和2年1月14日(火)以降から予約制で行います。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

新年税務意見交換会(賀詞交歓会)開催のご案内

日 時：令和2年1月17日(金)
午後5時30分より(受付：午後5時15分より)

会 場：台湾菜館 弘城(住所：大田区西蒲田7-3-7 弘城ビル4F)

会 費：3,500円

※ 当日は、来賓として蒲田税務署の幹部が出席されます。

※ ご出席希望の方は、1月10日(金)までに事務局へご連絡ください。会費のお支払いは、当日受付にて行います。皆様のご参加をお待ちしております。

令和元年10月1日から、消費税が変わりました！詳しくは



源泉所得税年末調整指導会開催の必要書類と注意事項**・必要書類**

① 領収済通知書（納付書）

※税務署より送付されたものをご持参ください。

② 紹介支払報告書（総括表）

※原則として区役所より送付されますので、ご持参ください。

③ 平成31年1月～令和元年6月分の領収証書（納付書の控え）

④ 平成31年(2019年)分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿（一人別徴収簿）

※支給月日・総支給金額等は、必ず事前にご記入ください。

⑤ 平成31年(2019年)分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※「紹介支払報告書（個人別明細書）」には紹介の支払いを受ける者とその控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となりますので、従業員・青色専従者本人に、本人とその配偶者・扶養親族等の個人番号の記載を求め、完記したものをお持参ください。

⑥ 令和元年分給与所得者の保険料控除申告書とその各種証明書

※従業員・青色専従者本人に、控除証明書を参考にその金額の記載を求め、控除証明書（生命保険料・地震保険料等の控除証明書、国民健康保険の支払金額がわかるもの、社会保険料（国民年金保険料控除証明書等）と共に、完記したものをお持参ください。

⑦ 令和元年分給与所得者の配偶者特別控除申告書

※従業員・青色専従者本人に、配偶者の合計所得金額の記載を求め、完記したものをお持参ください。

⑧ 事業主のマイナンバーカードの両面コピー

又はマイナンバー通知カードと身元確認書類（運転免許証等）のコピー

⑨ 事業主の印鑑

・注意事項

イ 平成29年より、領収済通知書（納付書）や年末調整のしかたと同封されていた1「紹介所得者の扶養控除等（異動）申告書」、2「紹介所得・退職所得に対する源泉徴収簿」、3「紹介所得者の保険料控除申告書」、4「紹介所得者の配偶者特別控除申告書」は配布されておりません。必要な方は、事務局又は税務署や国税庁ホームページ（<http://nta.go.jp>）にて入手してください。特に、保険料控除等を受ける従業員・青色事業専従者のいる方は、年末調整指導を受ける前に上記の方法で入手し、紹介所得者本人に記載・提出を求めてください。

ロ 平成28年1月より導入されている社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）により、「紹介支払報告書」には、事業主・紹介の支払いを受ける者とその控除対象配偶者・控除対象扶養親族等のマイナンバーの記載が必要となります。

一昨年までは紹介の支払いを受ける者が大田区の場合、当会で「紹介支払報告書」をお預かりし、大田区へ提出しておりましたが、昨年より、必要書類⑤をご持参されず、「紹介支払報告書」マイナンバーを記載できないもの、必要書類⑧と⑨がなく、提出書類に不備があるものは、大田区からの指導により、当会で「紹介支払報告書」をお預かりし、提出出来なくなりました。マイナンバー等の不備がある方は、不備解決後に、直接大田区へ事業主ご本人で提出していただきますようご了承ください。なお、大田区以外の市区町村への提出は、今までどおり、事業主ご本人で提出してください。

ハ マイナンバー制度により、導入前より指導時間がかかりますので、時間に余裕をもってご来局ください。なお、必要書類が不備の方は、順番が前後する、指導を受けられない等の場合がありますので、ご了承ください。

《1人でも雇ったら、労働保険に必ず加入。》

人手不足が叫ばれる昨今、社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。

人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。

労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。

正社員、派遣のみならずアルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

●労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を総称した言葉です。

●労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。

●労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合もあります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

ワンポイント情報

◎最低賃金が、今年も変わりました。

最低賃金制度とは、働くすべての人々に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する
制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの労
働者に適用されます。使用者が労働者に
対して最低賃金額未満の賃金を支払った
場合には、最低賃金額との差額を支払わ
なければなりません。また、仮に最低賃
金額より低い賃金額を労働者と使用者の
合意の上で定めても、それは最低賃金法
によって無効とされ、最低賃金額と同様
の定めをしたものとみなされます。地域
別最低賃金額以上の賃金額を支払わない
場合には、罰金（50万円以下）が定めら
れています。

東京都最低賃金につきましては、時間
額1,013円（引上額28円）に改正さ
れ、本年10月1日から適用されました。
賃金引上げでお悩みの事業主の方は、
「働き方改革推進支援センター」にご相
談ください。生産性向上のための設備投
資などを行つて、事業場内の最低賃金を
一定額以上引き上げた場合、その設備投
資などの費用の一部を助成する「業務改
善助成金」もあります。

東京労働局ホームページアドレス
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-rou/doukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saitelchingin.info/>

☆年末年始における業務の休業案内

都税の納税	12月27日(金)	12月28日(土) 1月5日(日)	1月6日(月)
都税の申告(申請) (郵送分を含む)	○	×	○
証明書等の取扱い	○	「申告書等受箱」 を ご利用ください。	○

※閉店期間でも、金融機関等の窓口、金融機関のペイジー対応のATM、
パソコン等からのクレジットカード納付、インターネットバンキング、
モバイルバンキング、コンビニエンスストアではご納付いただける場合
があります。詳しくは各金融機関等に直接お問い合わせください。

★12月は固定資産税・都市計画税

第3期分の納期です（23区内）

6月にお送りした納付書により、お近くの金融機関・郵便局・指定のコンビ二エンスストア、または都税事務所・都税支所・支庁で、12月27日(金)までにお納めください。

★12月はオール東京滞納STOP強化期間です！

都と区市町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保を目指して、毎年12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と区市町村が連携した広報や催告による納税推進、差押えやタイヤロック、捜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

★eLTAX電子納税がさらに便利になりました

2019年10月から地方税共通納税システムが稼働し、eLTAX電子納税がさらに便利になりました。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が出来るようになりました。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能です。詳細はeLTAXホームページを「確認ください」。

【お問い合わせ先】大田都税事務所
電話 03(3733)2411(代表)

都税だより

【当会の役員はボランティアで活動しております】

事務局より

◎記帳指導を希望される方へ

正しい申告をするためには、正しい記帳に基づく決算が必要不可欠です。是非、記帳指導をお受けいただきますようお願いします。
翌年2月に入りますと、確定申告指導が本格的に始まりますので、記帳指導は、令和2年1月31日㈮までとします。記帳指導とは、事前予約制ですので、記帳指導を希望される方は、確実にご予約いただくようお願いします。

特に、65万円の青色申告特別控除を目指す方、減価償却資産を取得された方、新たに消費税の課税事業者となつた方、消費税法改正に不明な点がある方は、積極的に記帳指導を受けていただくようお願いします。

なお、事前予約をしていない場合や令和2年2月3日(月)以降、記帳指導をお受けできませんので、ご了承ください。

○株式等の譲渡を行なつた方へ

株式の譲渡等を行い分離課税で確定申告をする方は、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）が必要になりますので、事前に準備してください。

付表の書き方が分からない方は、取引内容の記載された書類を持つて、必ず令和2年1月31日(金)までに、ご予約の上、ご来局ください。

◎東京ディズニーリゾート「サンクス・フェスティバル」のご案内

令和2年1月6日(月)～3月19日(木)

◎年末年始休暇のお知らせ
12月28日(土)から令和2年
までは、年末年始休暇のため事
せていただきます。なお、27-
のため事務局では業務を行な
いませ

12月28日(土)から令和2年1月5日(日)まで、年末年始休暇のため事務局を閉めさせていただきます。なお、27日(金)は大掃除のため事務局では業務を行いませんので、ご了承ください。
新年は令和2年1月6日(月)より業務を開始いたします。

区分	割引後料金	通常料金
大人(18歳以上)	6,900円	7,500円
中人(12歳~17歳)	5,900円	6,500円
小人(4歳~11歳)	4,300円	4,900円

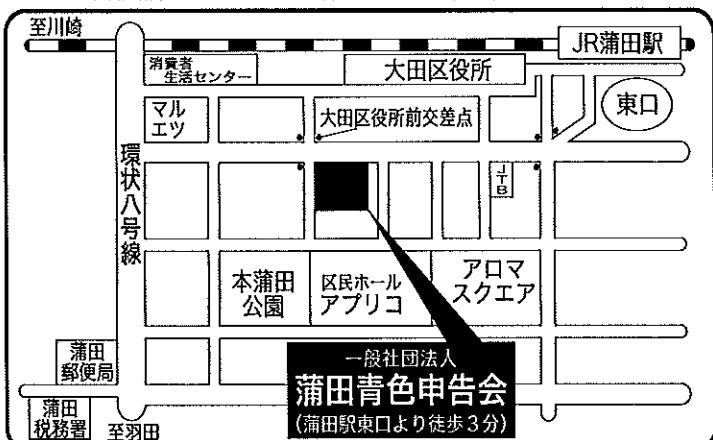
バスポート料金（消費税込）

令和元年10月料金

(土・日・祝日を含む全日)、「東京ディズニーランド」または「東京ディズニーシー」のいずれかのパークを、特別価格で1日利用できるパスポートは、「東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サイト」以外での購入は出来なくなりました。「サンクス・フェースティバルパスポート」希望の方は、購入方法をご案内しますので、事務局までご来局ください。

一般社団法人
蒲田青色申告会

〒144-0052 東京都蒲田5-43-7ロイヤルハイツ建田307号 TEL 03(3732)1310 FAX 03(3732)1381



【<http://www.kamata-aoiro.or.jp>】